

「最高裁長官等の人事」の「等」に何が含意されているのか

西川伸一

〈本稿についての説明〉

5 本稿は『週刊金曜日』2022年6月3号の「西川伸一の政治時評」用に書かれたものである。ところが、5月25日に在外邦人が最高裁裁判官国民審査に投票できないことを最高裁大法廷が違憲と判断したことを受けて、編集部よりこの判決に関連した内容にしてもらえないかとの依頼を受けた。そこで本稿は提出せずに別の原稿を同号掲載用に作成した。とはいえ、本稿を未発表にしておくのは残念なので、ウェブ公開原稿とすることにした。

10 2022年5月29日

「本日の閣議で決定した最高裁長官等の人事について申し上げます。大谷直人最高裁長官が定年退官されることに伴い、その後任として最高裁判事、戸倉三郎氏を指名すること等を決定いたしました」。

15 5月20日午前の内閣官房長官記者会見で、松野博一官房長官はこう述べた。前日の16時49分から16時57分までの8分間、岸田文雄首相は首相官邸で大谷直人最高裁長官および戸倉三郎最高裁判事と面会している（ウェブ版「NHK政治マガジン」）。最高裁長官人事があるとき、現職最高裁長官が次期最高裁長官候補者をともなって首相官邸を訪ねる。最高裁長官が官邸に出向くのは最高裁裁判官人事の意見具申以外にない。2人そろってとなれば首相番記者は一斉に色めき立つ。そして、翌日の朝刊各紙は次期最高裁長官に戸倉三郎氏が「内定した」「固まった」と報じた。

25 最高裁長官の指名および最高裁判事の任命は内閣の権限である。従って、閣議決定を受けて上記のとおり官房長官が正式に記者発表する。ここで注目したいのは「等」が付けられていることだ。最高裁長官が定年退官し現職最高裁判事がその後任になれば、最高裁判事に1人の欠員が生じる。この補充人事もあわせて行う必要がある。同日の夕刊あるいは翌日の朝刊には、今崎幸彦東京高裁長官が戸倉氏の後任になること、加えて7月に定年退官を迎える菅野博之最高裁判事の後任に尾島明大阪高裁長官を充てることが閣議決定された、と掲載されている。

30 「等」とはこの2件の人事を指しているのだ。記者会見に出席した記者たちがその席上配付された資料に基づいて記事を書いている。言い換えれば、国民は最高裁判事人事というきわめて重要な閣議決定事項について、内閣のスポークスパーソンである官房長官の口から直接知ることができない。新聞報道など

を通じて間接的に伝えられるのである。これは内閣が司法を軽んじていることを示唆してまいいか。内閣は任命権者としての説明責任を果たしていない。

5 今回が最高裁長官人事と連動していたのでこうなったわけではない。2021年7月30日の閣議で岡正晶氏と堺徹氏を最高裁判事に任命することが決定された。これを受けた同日の記者発表で加藤勝信官房長官は、「本日、最高裁判事の人事が決定をされました。お配りした資料のとおりであります」と述べるにとどまった。氏名すら発表せず資料に委ねたのである。

10 しかし、以前は違っていた。2002年6月4日に任命が閣議決定された滝井繁雄最高裁判事から2013年1月18日閣議決定の鬼丸かおる最高裁判事までの31人については、官房長官が新最高裁判事の氏名、経歴、決定理由を記者会見で公表していた。第2次安倍晋三政権のまだ初期に当たる2013年3月26日に閣議決定された木内道祥最高裁判事からは氏名と現（元）職のみの発表に変わった。そして、2019年1月11日閣議決定の草野耕一最高裁判事から現行の氏名すら紹介しない方式となっている。

15 なぜ発表内容をこのように後退させたのか。その理由を記した文書の開示を私は内閣官房と最高裁に求めた。いずれからも該当文書不存在の回答であった。

20 最高裁裁判官の人事はベールに包まれている。今回の「等」の文字には、それを固守したい内閣と最高裁の強い意思が込められているようにさえ見える。国民審査で抗議の「×」をつけるしかあるまい。